「愛知県農業水産局及び農林基盤局所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領」(令和3年3月24日付け2農総第411号農林基盤局長)新旧対照表

改正	現 行	備考
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条 (略)	
第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と請負者の契約関係の取扱いについては、 次の各号のとおりとする。 (1) (略) (2)請負者は、愛知県公共工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期の前日まで <u>(又は</u> 契約締結後5日以内)に現場代理人等通知書を発注者に提出するものとする。 (3) (略) (4) (略) (5) (略)	 第6条 フレックス方式を適用する場合における発注者と請負者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。 (1) (略) (2)請負者は、愛知県公共工事請負契約約款の規定にかかわらず、工事の始期の前日までに現場代理人等通知書を発注者に提出するものとする。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) 	
第7条~第9条 (略)	第7条~第9条 (略)	
付 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年1月10日から施行する。 この要領は、令和6年6月1日から施行する。 この要領は、令和7年2月1日から施行する。	付 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 この要領は、令和5年1月10日から施行する。 この要領は、令和6年6月1日から施行する。 (新設)	
別紙-1 (略)	別紙-1 (略)	